

## 磐田市防犯カメラの設置及び利用に関するガイドラインの解説

近年、全国的に誰もが行き交う公共の場所に防犯カメラが多く設置されるようになり、犯罪の防止や事件の解決に役立っています。しかし一方で、防犯カメラで撮影される個人のプライバシーを侵害することのないよう、十分留意することが必要です。

そこで本市では、防犯カメラの適正な設置・利用方法を周知し、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシーの保護との調和を図り、安全安心なまちづくりの実現につながるよう、必要な事項を定めたガイドラインを策定しました。

防犯カメラの設置にあたっては、このガイドラインにより、プライバシー等に配慮しながら、設置・利用の基準を定めていただければと考えています。

### 1 目的

このガイドラインは、防犯カメラによる犯罪防止の有用性と、市民の容ぼうや行動がみだりに撮影されないよう個人のプライバシーの保護との調和を図るため、市内における公共空間を対象とした防犯カメラを市が設置及び利用するにあたって留意すべき事項を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

### 2 定義

#### (1) 防犯カメラ

犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、かつ、画像記録機能を有するものをいう。

#### 【解説】

「画像記録機能を有するカメラ」とは

画像が記録されない場合には、画像が他の者に流出したり、悪用されるなどの恐れがありませんので、ガイドラインの対象とならないことを示したものです。

#### (2) 画像

防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人又は物を識別できるものをいう。

#### (3) 公共空間

公共施設、道路、公園、広場、駐車場等誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

### 3 管理責任者の指定

設置者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置・利用するにあたって、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定するものとする。

#### 【解説】

画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像データの保管など管理を適切に行うため、管理責任者を指定することとしたものです。

#### 4 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラを設置するにあたっては、設置箇所の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨や設置者名、その連絡先を分かりやすく表示することとする。

##### 【解説】

防犯カメラが設置されていることが認識できるよう、防犯カメラの設置されている建物や区域内の見やすい場所に設置している旨の表示を行うこととしたものです。

#### 5 防犯カメラの設置及び利用の制限

防犯カメラを設置するにあたっては、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の取得を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最低限に定めるものとし、特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡撮影を行わないこととする。

#### 6 画像データの取扱い

##### (1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た市民の情報をみだりに他に漏らしてはならない。

##### (2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、消失、毀損、流出及び改ざんの防止その他安全管理を徹底するため、保存期間はおおむね1か月以内で必要な期間を定め、不必要な画像データの保存は行わないものとする。

##### 【解説】

設置した防犯カメラの機種等により保存期間が異なるため、設置者自らが保存期間を定めることとしますが、データを長期間保存することは、外部への漏えい等の恐れが増えるため、保存期間の目安として「おおむね1か月以内」という基準を示したものです。

##### (3) 画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、SDカード、ハードディスク等）や記録用のパソコン等については、防犯カメラの設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、外部への持ち出し及び加工、画像の複写等をしてはならない。

##### 【解説】

プライバシー保護を図るため、画像データ等は設置者等があらかじめ防護された場所で厳重に管理し、「7 画像及び画像データの外部提供」に定める場合を除き、外部への持ち出し及び画像の複写等を禁止することとしたものです。

##### (4) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去又は上書きにより消去するものとする。また、記録媒体等を破棄する場合は、画像データの漏えい、消失、毀損、流失及び改

ざんの防止のため、物理的に読み取りが行えないよう、破碎、裁断等の処置を行うものとする。

## 7 画像及び画像データの外部提供

設置者等は、画像及び画像データを、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 警察等捜査機関から犯罪捜査を目的として文書により要請を受けた場合

(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

### 【解説】

防犯を目的として設置されているカメラであることから、その他の目的で映像を利用したり、他の人に画像を提供する必要はなく、プライバシー等の問題に配慮し、原則として、第三者への提供は禁止すべきものですが、客観的に見て提供することが妥当と認められる例外として、3項目を定めたものです。なお、第三者に画像を提供した場合には、提供日、提供先、提供した画像の内容、提供の目的等を記録するものとする。

## 8 苦情及び問合せへの対応

設置者等は、当該防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

## 9 個人情報の保護に関する法律の遵守

防犯カメラにより撮影又は記録された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があることから、同法の規定に基づき、適正に取り扱うものとする。

## 10 取扱いの周知徹底

設置者は、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう、このガイドラインに基づいて、設置や利用に関する規程（以下「設置規程」という。）を策定するとともに、設置規程が遵守されるよう、管理責任者や取扱者に対する周知徹底を図るものとする。

## 11 業務の委託

設置者は、防犯カメラの管理業務を委託する場合は、このガイドライン及び設置規程の遵守を委託条件にするなど、受託者において防犯カメラの管理、運用が適切に行われるように努めなければならない。

### 【解説】

「管理業務を委託する場合」とは

施設管理業務などを委託する場合には、このガイドラインや設置規程の遵守を委託条件に盛り込む等、委託業者に適切な管理、運用を徹底することとしています。

## 12 保守点検

設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うものとする。  
また、パソコンのコンピュータウイルスに十分な対策をするものとする。